

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8年 2月10日

提出者 昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年昭島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

を

「

9,060円	10,332円	14,175円	14,175円	16,467円	17,496円
7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(提案理由)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえ、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額を改定する必要がある。

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新							旧						
別表 補償基礎額表（第3条関係）							別表 補償基礎額表（第3条関係）						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>9,060円</u>	<u>10,332円</u>	<u>14,175円</u>	<u>14,175円</u>	<u>16,467円</u>	<u>17,496円</u>	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>8,529円</u>	<u>9,909円</u>	<u>12,351円</u>	<u>13,575円</u>	<u>15,837円</u>	<u>16,866円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,629円</u>	<u>8,340円</u>	<u>9,873円</u>	<u>11,073円</u>	<u>11,907円</u>	<u>12,246円</u>	学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,164円</u>	<u>7,932円</u>	<u>9,438円</u>	<u>10,701円</u>	<u>11,610円</u>	<u>11,970円</u>
備考（略）							備考（略）						